

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費		
1		共通案分率	50% 25%
		それ以外の案分 案分の説明	デジタルカラー複写機 (200-1) - ス料 20,570円 × 50% = 10,285円 10,285円を充当
03-4-5 口座振替 3		*20,570 シャ-7° ファイナンス	

シャープリースお申込みの内容(控)

取扱店様はこのレシートをお客様へお渡しください No1125(19.12改)

① 申込書 控(お客様用)

1. 新規 2. 機種変更 3. 増設

申込機種変更の場合、旧契約番号

申込年月日 20 年 月 日

左記契約番号のリース物件をグレードアップ解除し、その残額金を含めた契約として承継して頂きます。

お申込みの際は、2枚目承諾書裏面の同意事項ならびに裏面の契約約款をよくお読みいただき、十分納得された上でお申込み者および連帯保証人予定者ご本人様が自署捺印してください。

リース申込者(印) 個人事業主の場合(印)

所在地: 大阪府大阪市東淀川区安土町2丁目3-13

社名: シャープファイナンス(株)

代表者名: 佐藤 大輔

法人・公的機関 設立 年 月 日

個人事業主(男・女) 業種 年 月 日

住所: 〒670-0012 大阪府大阪市東淀川区安土町2丁目3-13

電話番号: 079-281-7700

E-mail: 079-281-7707

2・3・4枚目に押印してください。

印: 佐藤 大輔

お名前: フリガナ

ご住所: 〒 大阪府 大阪市 東淀川区 安土町 2丁目 3番 13号

お勤め先: 2・3枚目に押印してください。

お勤め先: 株式会社 シャープファイナンス

お勤め先: 〒 大阪府 大阪市 東淀川区 安土町 2丁目 3番 13号

お勤め先: 2・3枚目に押印してください。

お勤め先: 〒 大阪府 大阪市 東淀川区 安土町 2丁目 3番 13号

ゆうちょ銀行以外の金融機関

ゆうちょ銀行

通帳記号: 0010

通帳番号(右ツメ記入): 00000000000000000000

名義人(金融機関お届け名義通りにご記入ください): 佐藤 大輔

名義人: 佐藤 大輔

後職名: 株式会社 シャープファイナンス

代表者名: 佐藤 大輔

商品名	メーカー名	機種名	台数
1 ナー複合機	富士ゼロックス	AresPort C3070FFs	1
2			
3			
4			
5			
6			

物件設置場所: (賃借人住所と異なる場合) 設置先名称・郵便番号・住所・電話番号を記入してください。

リース期間	リース開始日から	ヶ月	日
20	60		
リース開始予定日	20		

リース料	リース料	円
18700		
消費税等		
合計		

※小数点第一位を切り捨てした整数が消費税等となります。

リース料	支払日	毎月3()日	支払方法	口座振替・銀行振込
18700	20			
支払月	20			
最終回	20			

再リース料(年額)	月額リース料に2を乗じた額と同額	円
18700		
保守料		
消費税等		
合計		

リース料	代理受領	円
18700	20	
支払月	20	
最終回	20	

特約事項

保守会社 (保守についてのお問合せ先)

取扱店 (商品についてのお問合せ先)

シャープ株式会社

〒672-8071 大阪府東淀川区藤2丁目102番地

TEL (079) 233-1231(代)

No 担当 者

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょ銀行を除く。4枚目に金融機関お届け印を押印してください。

670-0012

兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル

戸井田事務所 御中

(6601K0616041) 01901- 01901

(お問い合わせ窓口)

541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター
0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2020年9月30日	お問い合わせ番号	6601K0616041
商品名	デジタルカラーフックウキ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2020年10月1日から 2025年9月30日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	1,234,200円	内消費税額	112,200円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示しておりません。

預金種別 普通 口座名義人 トイタ 1ウキ

お取扱店 シオタニ(株)

TEL 0792-33-0071

お支払明細

作成日 2020年10月 5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高	お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	20:11	20570円	1876円	1213630円	49	24:10	20570円	1876円	226270円
2	20:11	20570円	1876円	1193060円	50	24:11	20570円	1876円	205700円
3	20:12	20570円	1876円	1172490円	51	24:12	20570円	1876円	185130円
4	21:01	20570円	1876円	1151920円	52	25:01	20570円	1876円	164560円
5	21:02	20570円	1876円	1131350円	53	25:02	20570円	1876円	143990円
6	21:03	20570円	1876円	1110780円	54	25:03	20570円	1876円	123420円
7	21:04	20570円	1876円	1090210円	55	25:04	20570円	1876円	102850円
8	21:05	20570円	1876円	1069640円	56	25:05	20570円	1876円	82280円
9	21:06	20570円	1876円	1049070円	57	25:06	20570円	1876円	61710円
10	21:07	20570円	1876円	1028500円	58	25:07	20570円	1876円	41140円
11	21:08	20570円	1876円	1007930円	59	25:08	20570円	1876円	20570円
12	21:09	20570円	1876円	987360円	60	25:09	20570円	1876円	0円
13	21:10	20570円	1876円	966790円					
14	21:11	20570円	1876円	946220円					
15	21:12	20570円	1876円	925650円					
16	22:01	20570円	1876円	905080円					
17	22:02	20570円	1876円	884510円					
18	22:03	20570円	1876円	863940円					
19	22:04	20570円	1876円	843370円					
20	22:05	20570円	1876円	822800円					
21	22:06	20570円	1876円	802230円					
22	22:07	20570円	1876円	781660円					
23	22:08	20570円	1876円	761090円					
24	22:09	20570円	1876円	740520円					
25	22:10	20570円	1876円	719950円					
26	22:11	20570円	1876円	699380円					
27	22:12	20570円	1876円	678810円					
28	23:01	20570円	1876円	658240円					
29	23:02	20570円	1876円	637670円					
30	23:03	20570円	1876円	617100円					
31	23:04	20570円	1876円	596530円					
32	23:05	20570円	1876円	575960円					
33	23:06	20570円	1876円	555390円					
34	23:07	20570円	1876円	534820円					
35	23:08	20570円	1876円	514250円					
36	23:09	20570円	1876円	493680円					
37	23:10	20570円	1876円	473110円					
38	23:11	20570円	1876円	452540円					
39	23:12	20570円	1876円	431970円					
40	24:01	20570円	1876円	411400円					
41	24:02	20570円	1876円	390830円					
42	24:03	20570円	1876円	370260円					
43	24:04	20570円	1876円	349690円					
44	24:05	20570円	1876円	329120円					
45	24:06	20570円	1876円	308550円					
46	24:07	20570円	1876円	287980円					
47	24:08	20570円	1876円	267410円					
48	24:09	20570円	1876円	246840円					

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。
消費税は月々のお支払金額に含まれています。

〈営業担当窓口〉 神戸支店
神戸市須磨区弥栄台3丁目15番2

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理 番号	使 途 項 目	
2	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
	共通案分率	50%
		25%
	それ以外の案分	95%
	案分の説明	
	「政務活動以外の 部分が全体の 5%を占めるため」	
	案 分 率	ホーム-31
		レニギルサ-11-サ-ビス
		1,430円×95%
		=1,358円
		1,358円を充当

03-4-12 口座振替5 |

*2926 口座振替

MUFGカードご利用明細書



平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。
戸井田 祐輔様のご利用明細をご案内申し上げます。

<http://cr.mufg.jp>

発行日 令和 3年 4月27日

お支払日 令和 3年 4月12日

三菱UFJニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル
福岡事務センター

関東財務局長(13)第00115号

当月お支払合計額	当月ご請求額	
	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	

ご入会年月 2020年7月(入会経過月数:10か月)

カード名称

会員番号

金融機関名

支店名

リボ払いのご案内	
返済方式	定額方式
返済コース	Aコース
手数料率	15.000%

お問い合わせ先
MUFGカードコールセンター
0570-050535 または 03-5489-6165

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残高(円)	ご請求金額(円)	内訳			当月お支払後残高(円)
					元金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い								

メッセージ

【住所変更手続きのお願い】 お引越し等で住所が変わられた際には、当社宛にお早めに住所変更の届出をお願いします。お届けいただけない場合、当社からの重要なお知らせ・更新カード等が届かない場合もありますのでご注意ください。

ご案内

MUFGカード スマートの書面によるご利用明細書は、一通あたりの発行手数料99円(税込)でお送りしております。
※カードご入会后6ヵ月間の発行手数料は無料です。
※法令の定めによりご利用明細書の発行が義務付けられる場合、当社がご利用明細書の郵送を必要と判断する場合等は無料です。

お客様が気づかないうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では24時間365日体制でモニタリング(不正利用の監視)を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があったり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができます場合があります。

[お名前.com]■サーバーサービス■ご請求/領収明細 (クレジットカード) 2021年3月
度

1 件のメッセージ

info@onamae-server.com <info@onamae-server.com>
To: info@toi-da.com

2021年3月16日 4:57

ドメイン公式登録サービス

□■□ お名前.com のレンタルサーバー by GMO □■□

https://www.onamae-server.com/

お名前.comのレンタルサーバーサービスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ございます。

翌月分(まとめ払いのお客様は翌月以降分)のサービスご利用料金について
ご登録のクレジットカードより領収いたしました。

詳細につきましては以下をご確認くださいませようお願いいたします。

■ご請求/領収内容■

会員ID.....: [REDACTED]
請求番号.....: [REDACTED]
ご請求日.....: 2021/03/01

[ご請求/領収明細]

you-toida.com
共用サーバーSD-11プラン 2021年4月ご利用分 1 1,430円

=====

お支払い金額.....: 1,430円

■お知らせ■

2019年10月1日以降のご利用分より、消費税率が8%から10%に変更となります。
何とぞご了承くださいませようお願いいたします。
詳細につきましては以下のご案内ページをご確認ください。
<https://www.onamae-server.com/tax/2019/>

※記載の料金はすべて税込金額です。

※一部のオプションの追加/削除について、お申込みの翌月にご利用料金の
調整(精算)をさせていただきます。

ご請求につきましてご不明な点がございましたら、お客様窓口までご連絡ください。

【重要】 ■「お支払いのお願い」メールを受信されているお客様へ■

利 用 証 明 書

以下の者は「お名前.comドメイン登録規約」「統一ドメイン名紛争処理方針」及び「Whois情報確認方針」に同意のもと、「お名前.comドメイン登録サービス」の会員として下記の内容でドメインを登録していることを証明する。

- ・ お名前.comドメイン登録規約
https://www.onamae.com/agreement/a_ag/registration.html
- ・ 統一ドメイン名紛争処理方針
https://www.onamae.com/agreement/a_ag/dispute.html
- ・ Whois情報確認方針
https://www.onamae.com/agreement/a_ag/whois.html

利用者名	戸井田 祐輔
住所	兵庫県姫路市本町 68 大手前第一ビル 1F
電話番号	079-281-7700
メールアドレス	info@toi-da.com
登録ドメイン	you-toida.com

■お問い合わせ■

お名前.comお客様センター

TEL : 03-5456-2560 (接続後、音声ガイダンスにしたがって番号を選択してください。)

ドメインについてのお問い合わせは、1番のあとに2番を入力してお進みください。

営業時間 : 10 : 00 ~ 19 : 00 (土日祝日を除く)

FAX : 03-5456-2556

Eメール : support@onamae.com

GMOインターネット株式会社
〒150-8512東京都渋谷区桜丘町26番1号セルリアンタワー
TEL 03-5456-2555
FAX 03-5456-2556

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年4月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理 番号	使 途 項 目	
3	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
	共通案分率	50% 25%
	案分率	それ以外の案分 案分の説明 パソコン ソフトリース代 $1,496円 \times 50\% = 748円$ 748円を充当
		03-4-12 口座振替 5

MUFGカードご利用明細書



平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。
戸井田 祐輔様の
ご利用明細をご案内申し上げます。

<http://cr.mufg.jp>

発行日 令和 3年 4月27日

お支払日 令和 3年 4月12日

三菱UFJニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル
福岡事務センター

関東財務局長(13)第00115号

当月お支払合計額	当月ご請求額	
	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	

ご入会年月 2020年7月(入会経過月数:10か月)

カード名称

会員番号

金融機関名

支店名



リボ払いのご案内	
返済方式	定額方式
返済コース	Aコース
手数料率	15.000%

お問い合わせ先
MUFGカードコールセンター
0570-050535 または 03-5489-6165

ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残高(円)	ご請求金額(円)	内訳			当月お支払後残高(円)
					元金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い								

メッセージ

【住所変更手続きのお願い】 お引越し等で住所が変わられた際には、当社宛にお早めに住所変更の届出をお願いします。お届けいただけない場合、当社からの重要なお知らせ・更新カード等が届かない場合もありますのでご注意ください。

ご案内

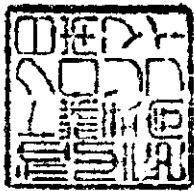
MUFGカード スマートの書面によるご利用明細書は、一通あたりの発行手数料99円(税込)でお送りしております。
※カードご入会后6ヵ月間の発行手数料は無料です。
※法令の定めによりご利用明細書の発行が義務付けられる場合、当社がご利用明細書の郵送を必要と判断する場合等は無料です。

お客様が気づかないうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では24時間365日体制でモニタリング(不正利用の監視)を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があったり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができます場合があります。



Microsoft



請求書

2021年3月
請求書発行日: 2021/03/05
請求書番号: E0400DPVYL

1,496 JPY

お客様名
戸井田事務所
日本 670-0012
hyogoken 姫路市
本町68
大手前第一ビル 戸井田事務所

請求先
戸井田事務所

サービス送付先
戸井田事務所
日本 670-0012
hyogoken 姫路市
本町68
大手前第一ビル 戸井田事務所



製品: Online Services
発注書番号: 2119dade-6c5b-4f37-a262-96280f860881
発注 ID: 2021/02/05 - 2021/03/04
請求期間: 1,360
割引: 0
クレジット: 0
消費税: 136
合計: 1,496

お支払いについて: お振り込みは不要です。ご登録のクレジットカードに請求されます。



この課金内容には、繰越残高は含まれません。注文合計残高と前回以前の課金内容を表示するには、[管理センター](#)へアクセスして「課金情報」>「課金内容」の順にクリックしてください。

ヘルプ <https://aka.ms/Office365Billing>
電話: 0120 996 680 (Office 365 Enterprise), 0120 628 860 (その他のプラン)

注意:



請求書

2021年3月

請求書発行日: 2021/03/05

請求書番号: E0400DPVYL

1,496 JPY



料金の計算式
サービス期間内のライセンス数 × 月間 (または年間) の価格/ライセンス × (サービス期間の日数/合計サービス期間) = 請求額

新しい請求金額

これは、お客様の現在のライセンス数に対する次の請求期間の料金です。

サービスのご利用期間	詳細 月間のサブスクリプション料 金	サービス期間 内のライセンス 数	月額料金/ラ イセンス	サービス 期間内の日数	請求額	割引	クレジット	小計	消費税 %	消費税	合計
2021/03/04 - 2021/04/03		1	1,360	31	1,360		0	1,360	10.00 %	136	1,496
小計					1,360		0	1,360		136	1,496
総計					1,360		0	1,360		136	1,496

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理
番号

使 途 項 目

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・~~事務費~~・人件費

4

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
03-04-16		料金払込 PE
記号		番号
***		***
取扱番号	お取引金額	
N040	*19,410	
	残高	
払込金額 *19,410円		
払込内容 NTTファイナンス 2021年 4月分		

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

共通案分率 **50%**
25%

それ以外の案分
案分の説明

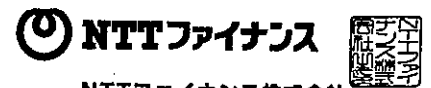
案分率

電話代
 $19,410円 \times 50\%$
 $= 9,705円$
9,705円を充当

請求書 (西日本ご利用分)

670-0012
姫路市本町68-170

郵便区内特別



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

大手前第一ビル 2階
戸井田事務所 様



Webでのお問い合わせ先



http://contact.bill.ntt-finance.co.jp/lw/?page-1

発行年月日 2021年 4月 7日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M30021111001 24113 23903 00 J
61 000000 1 0 21040101J



021042101004668487

24113

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
079-281-7700	2021年 4月ご請求分	19,410円	2021年 4月20日(火)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 8,500円

NTTファイナンス分ご請求額 10,910円

(合計) 19,410円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



(2 / 3ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [redacted])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆079-281-7700			
◇NTT西日本ご利用分	8,500		
	5,400	フレッツ 光ネクスト FHS利用料	2月 1日~ 2月28日 合算
	-1,790	光もともとと割	2月 1日~ 2月28日 合算
	1,100	ひかり電話オフィスA (エース) 基本料	2月 1日~ 2月28日 合算
	2,000	複数チャンネル利用料	2月 1日~ 2月28日 合算
	300	追加番号利用料	2月 1日~ 2月28日 合算
	72	ひかり電話 (通話料)	2月 1日~ 2月28日 合算
	484	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	2月 1日~ 2月28日 合算
	12	ユニバーサルサービス料	2月 1日~ 2月28日 4番号分 合算
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用に合算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料合算
	772	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分 (小計)	8,500	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	10,910		
	1,320	OCN光withフレッツ利用料等	* 契約番号: N109983264 非対象等
	9,590	NTTコミュニケーションズご利用分。 リース料	* リース料金3月分、残35回 非対象等
		NTT・TCリース株式会社ご利用分。	
◇合計	19,410	合計	

NTT西日本からのお知らせ

ユニバーサルサービス料について

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)
※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)
※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)
※弊社分購求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

リース契約書
(NTTファイナンス株式会社)
メンテナナンス

2017 3 3

トイタ コラス

※私は「個人情報の取扱いに関する同意事項」を随時同意し、本契約を締結します。

戸井田 祐輔

トイタ コラス

戸井田 事務所

- 1. 代表取締役社長
- 2. その他

兵庫県姫路市本町68大手前第一ビル1階
記入不要

印 記 契 約 不 要

019-281-7700

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区南1-2-70 811シーズビル
フリーダイヤル 0120-810-1110

F 3 3 4 0 7 0 1 0 1 6 0 0 5 2 0

ビジネスアシスタントプラス・ビジネスサポート・ACコース・コース

登録簿に日付を記入し、開始日を記入します。
※登録簿の記載は、上記の記載状況により、ご請求日が変わる場合があります。

2017 3 3

2017 3 24

2024 3 23

8 4

2017 5

8 8 8 0

7 1 0

9 5 9 0

8 0 5 5 6 0

079281-7700

NTTビジネス eAI (S)

5

下記リース契約についてリース開始日をもって開始し、その開始日よりリース料に定額が請求されることになり、リース料は、リース開始日より請求されます。

グレードアップ	F	3	3	4	0	7	0	3	0	-	1	5	-	0	0	2	5	8
対象契約番号	F																	
上乗せ金額計(税抜)	F																	735100

△ 年リース料(年額) = 年額リース料 × 1/10 (年割分一括前払い)

△ 解約金 = リース料月額 × リース期間 - 請求済リース料

西日本電話機株式会社(NTT西日本)

事業所名 兵庫 支店
住所 神戸市中央区海岸通11
電話番号 0120-927919
担当者氏名

私は「個人情報の取扱いに関する同意事項」を随時同意し、本契約を締結します。

〒 市区 市 区 町

兵庫県 姫路市 本町 68 大手前第一ビル1階

記入不要



戸井田 祐輔 (戸井田事務所)

様

(郵便物運付先)

〒 651-0088
兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 アーバンエース三宮ビル 6階
N T Tファイナンス株式会社
お問い合わせ先 神戸支店
(INFORMATION) 078-252-3371



お支払予定表

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。この度は、弊社をご利用頂きまして誠にありがとうございます。この「お支払予定表」は、今後継続してお支払い頂くに当たりお客様のお支払管理として、ご利用願いたくご送付申し上げます。 敬具

契約番号 (管理番号)	代表物件名	取引種類	契約日	開始日	満了日
F33407010-16-00520 (00000)	NTTビジネスホン αA1 (S)	リース	2017年03月03日	2017年03月24日	2024年03月23日
リース料 消費税額等 (別掲)	***** *****	お支払総額	***** *****	お支払回数	
745,920 59,640	***** *****	805,560	***** *****	83 回	
請求先電話番号		預金種別	口座番号	口座名義人	
079281-7700		****	*****	*****	

※お問合せの際は、上記の契約番号にてご照会下さい。

回数	年月分	お支払約定日	回収方法	リース料 消費税額等 (別掲)	消費税額等 (別掲)	お支払金額 消費税額等 (別掲)	備 考
1	2017/03	2017/05/20	回収代行	17,760	0	17,760	
2	2017/05	2017/06/20	回収代行	1,420	0	1,420	*
3	2017/06	2017/07/20	回収代行	8,880	0	8,880	*
4	2017/07	2017/08/20	回収代行	710	0	710	*
5	2017/08	2017/09/20	回収代行	8,880	0	8,880	*
6	2017/09	2017/10/20	回収代行	710	0	710	*
7	2017/10	2017/11/20	回収代行	8,880	0	8,880	
8	2017/11	2017/12/20	回収代行	710	0	710	
9	2017/12	2018/01/20	回収代行	8,880	0	8,880	
10	2018/01	2018/02/20	回収代行	710	0	710	
11	2018/02	2018/03/20	回収代行	8,880	0	8,880	
12	2018/03	2018/04/20	回収代行	710	0	710	
13	2018/04	2018/05/20	回収代行	8,880	0	8,880	
14	2018/05	2018/06/20	回収代行	710	0	710	
15	2018/06	2018/07/20	回収代行	8,880	0	8,880	
16	2018/07	2018/08/20	回収代行	710	0	710	
17	2018/08	2018/09/20	回収代行	8,880	0	8,880	
18	2018/09	2018/10/20	回収代行	710	0	710	
19	2018/10	2018/11/20	回収代行	8,880	0	8,880	
20	2018/11	2018/12/20	回収代行	710	0	710	
21	2018/12	2019/01/20	回収代行	8,880	0	8,880	
22	2019/01	2019/02/20	回収代行	710	0	710	

当社管理用情報

F33407010-16-00520 (000-00-001-001)

回数	年月分	お支払約定日	回収方法	リース料		お支払金額 消費税額等(別掲)	備 考
				消費税額等(別掲)	消費税額等(別掲)		
23	2019/02	2019/03/20	回収代行	8,880	0	8,880	
24	2019/03	2019/04/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
25	2019/04	2019/05/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
26	2019/05	2019/06/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
27	2019/06	2019/07/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
28	2019/07	2019/08/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
29	2019/08	2019/09/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
30	2019/09	2019/10/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
31	2019/10	2019/11/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
32	2019/11	2019/12/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
33	2019/12	2020/01/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
34	2020/01	2020/02/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
	2020/02	2020/03/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
36	2020/03	2020/04/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
37	2020/04	2020/05/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
38	2020/05	2020/06/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
39	2020/06	2020/07/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
40	2020/07	2020/08/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
41	2020/08	2020/09/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
42	2020/09	2020/10/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
43	2020/10	2020/11/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
44	2020/11	2020/12/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
45	2020/12	2021/01/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
46	2021/01	2021/02/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
47	2021/02	2021/03/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
48	2021/03	2021/04/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
49	2021/04	2021/05/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
50	2021/05	2021/06/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
51	2021/06	2021/07/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
52	2021/07	2021/08/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
53	2021/08	2021/09/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
54	2021/09	2021/10/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
55	2021/10	2021/11/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
56	2021/11	2021/12/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
57	2021/12	2022/01/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
58	2022/01	2022/02/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
59	2022/02	2022/03/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
60	2022/03	2022/04/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
61	2022/04	2022/05/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
62	2022/05	2022/06/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理
番号

使 途 項 目

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・~~事務費~~・人件費

5

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC



お振込金額 ¥2,805
振込手数料 ¥110

お受取人は

フジセ ロックスヒヨウゴ (カ) 様

お振込人は
トイタ ユウスケジ ムシヨ 様

お取扱日 3. 4. 16 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時刻
		3. 4. 16	10:33
			2885
銀行番号	店番号	口座番号等	

三井住友銀行

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

共通案分率 (50%)
25%

それ以外の案分

案分の説明

コピー機使用料

2805円 + 110円
(手数料)

= 2915円

2915円 × 50%
= 1457円

1,457円を充当

案分率

戸井田事務所

請求書

発行日：2021年04月02日
請求書番号：810401-0050120

様

富士フイルムビジネスインノベーションジャパン



今回ご請求額 **2,805円**

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問い合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3302201632 電話：0120-069-840

【お知らせ】富士ゼロックスおよび販売会社・関連会社は
2021年4月1日に社名が変更されました。本請求書の口座情報や
社名を必ずご確認ください。記載された口座への振り込みや
お支払いをよろしくお申し込み申し上げます。

お支払約束日	2021年04月30日
お支払方法	お振込
金融機関名	
本・支店名	
預金種目/口座番号	
指定口座名	富士フイルムビジネスインノベーションジャパン株式会社

1	料金項目 / 品名	期間 / 送品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
2	トータルサービス料金	2021/03/01-2021/03/31				2550
3	黒モード	1カウント以上	200	3.00	600	
4	フルカラー	1カウント以上	16	20.00	320	
5	最低コピー料金				2550	
6	ご使用合計		216			
7	【代金/料金合計】					
8	【消費税および地方消費税(10%)】					2550
9	【今回ご請求額】					2805
10	※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C3070 (Model-PFS) 110458					
11		2021/03/01-2021/03/31				
12	1 (今回) (前回) (テスト) (ミス)					
13	1 (1881) (1680) (0) (1)					
14	2 () () () ()					
15	3 (65) (48) (0) (1)					
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

36400 22400
A-077605

3302201632 31 0407 0C9
0000 3302201632 510 1NK 0000 12503050

3 1 備考：

注文請書



発注者(甲)

戸井田事務所

御中

注文番号 209D783042001

発行日 2020年9月15日

添付の契約条項にもとづき以下のとおり注文をお願いします。

受注者(乙)

所在地

社名

役職名

氏名

兵庫県神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
富士ゼロックス兵庫株式会社
営業統括部長 馬 詰 和

(以下の金額には、消費税および地方消費税相当額を含みません。)

記載項目

契約対象商品/契約種類/契約期間等

契約種類: トータルサービス契約

契約条件書番号: JTIA001B

契約対象商品: ApeosPort C3070 (Model-PFS)

機械番号: 110458

契約期間: 2020年9月15日から 2025年9月14日まで

開始メーターカウント:

メーター1 6 メーター2 1 メーター3 3
メーター4 _____ メーター5 _____ メーター6 _____

設置調整完了日(新規購入の場合): 2020年9月15日

初回締切日: 請求サイクルに応じ契約開始日から最初に到来する料金計算の締切日とします。

料金計算の締切日: 末日締

支払日: 料金計算締切後翌月末日支払

請求サイクル: 1ヵ月

ミスコピー控除方法:

乙は、「テスト控除後コピー/プリント数」に、黒モード、カラーモード各々に0.3%を乗じた枚数を不良コピー/プリントとみなし、各モードのコピー/プリント数から差し引きます(小数点以下切り上げ)。

料金項目等	数量	単価(円)	料金(円)
トータルサービス料金(1台につき)			
コピー/プリント料金(1コピー/プリントにつき)			
黒モード(メーター1)	1カウントにつき	3.00	
フルカラーモード(メーター3)	1カウントにつき	20.00	
最低コピー/プリント料金(1台につき)			2,550(月額)

設置先等

*設置先事業所:

**所在地: 兵庫県姫路市本町68

**事業所名: 戸井田事務所

**部課名: 事務所

*EP適用: (する・しない)

*FAX番号: _____

以下余白

契約条件書番号 : JTTA001B トータルサービス契約 契約条項

- 第1条 本契約条項は、表記記載の契約対象商品(以下、商品という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の表記記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。
- 第2条 トータルサービスとは、乙が甲に乙のサービス可能地域内において第7条の保守サービスを行い、ドラムカートリッジ等の感光体(以下、感光体と総称する)および必要な消耗品等(乙の指定する販売消耗品を除く。以下同じ)を供給、交換することをいいます。
- 第3条 甲は商品の設置場所を変更する場合、予め乙に通知します。この場合、作業は乙または乙の指定する者が実施し、甲は移動、設置調整等設置場所の変更に必要な費用を乙に支払います。
- 第4条 表記記載の契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新し以後の更新も2回を限度として同様とします。ただし、乙が本契約条件で保守サービスの継続が困難と判断した場合、乙は、表記記載の契約期間満了(更新後においては更新後の契約期間満了)の2ヵ月前までに甲に次の方式を通知し、甲は、当該方式から選択します。
 (1) 乙所定の有料オーバーホールを実施した上本契約を1年間更新し、その後の更新は2回までとする。
 (2) 乙所定の再契約料金により3年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。
 (3) スポット保守方式および感光体、消耗品等、部品の別売方式とする。
- 第5条 前項にかかわらず、感光体、消耗品等、部品の製造中止にともない供給が困難になる場合、乙は2ヵ月以上前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。
- 第6条 甲は、毎締切日のメーターカウントを次のいずれかの方法により乙に連絡し、乙は連絡された使用コピー/プリント数および表記記載のトータルサービス料金にもとづいて料金を計算し、料金計算の開始日は本契約の開始日とします。
 (1) 甲がメーターカウントを記入した商品毎のメーター連絡票あるいはそれに代わる書類等を乙に送付する方法
 (2) 甲の承諾にもとづき、乙が毎締切日のメーターカウントを遠隔自動検針する方法
 (3) コピー/プリント数の算出は、表記記載の料金項目等に記載のメーターを使用して算出します。各メーターの運用については、別途乙所定の書面によります。
 (4) トータルサービス料金は、表記記載のトータルサービス料金項目等に記載の各モード料金の合計額とします。
 (5) 乙の技術者が商品の保守にあたって、商品の点検と調整のため使用したコピー/プリントは、その数を各モードのコピー/プリント数から差し引きます(差し引き後のコピー/プリント数を以下、「テスト控除後コピー/プリント数」といいます)。
 (6) 不良コピー/プリントが発生した場合は、表記記載のミスコピー控除方法の記載に従い取り扱います。
 (7) 用紙サイズによりコピー/プリントのガウントアップは、乙が別途定める条件に従い、複数になる場合があります。
 (8) 両面コピー/プリントをした場合、表面コピー/プリント、裏面コピー/プリントそれぞれを1コピー/プリントとしてカウントします。
 (9) 表記記載の「請求サイクル」期間中のトータルサービス料金が最低コピー/プリント料金に満たない場合、甲は最低コピー/プリント料金を乙に支払います。
 (10) 契約開始または終了時において、商品の使用期間が表記記載の「請求サイクル」に満たない場合は、次のとおりとします。
 (11) 「請求サイクル」が1ヵ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず使用コピー/プリント数に相当する額とします。
 (12) 「請求サイクル」が複数月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず、使用コピー/プリント数をもとに経過月数(端数切上げ)に応じて計算します。
 (13) 表記にトータルサービス料金加算額がある場合、当該加算額は商品の使用日数に応じて日割計算した額とします。
- 第7条 料金の計算にあたり、円未満の端数は切捨てます。
 乙はトータルサービス料金および本契約にもとづくその他すべての甲の金銭債務に消費税等相当額を加算して甲に請求し、甲は表記記載の支払日までに当該請求金額を乙に現金(銀行振込を含む)で支払います。
- 第8条 甲が前項の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払います。
 乙は商品が故障した場合、甲からの要請にもとづき技術者を派遣または乙が相当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施し、商品の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属します。
- 第9条 乙がトータルサービスを甲に提供する時間帯は、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。
 乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から100km以上離れている場所において保守を提供する場合、甲は乙の請求にもとづき乙所定の遠距離保守サービス料金等を乙に支払います。
 乙の技術者が故障の原因を調査した結果、本契約対象以外の機械装置等に原因があることが判明した場合、甲は乙所定の基準により計算される原因調査料金を乙に支払います。
 甲が要請した場合、甲は甲の費用と責任において、商品に接続する本契約対象以外の機械装置または当該機械装置で搭載使用するコンピュータ・プログラム、データの障害等を調査します。
 次のいずれかの事由に該当する場合、乙は前条に定める保守サービスの提供義務を免れます。
 (1) 商品所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または商品所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障の修理・調整
 (2) 誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱上の不注意に起因する故障の修理・調整
 (3) 商品以外の機械装置またはコンピュータ・プログラム(コンピュータ・ウイルス等の有害プログラムを含む)に起因する故障の修理・調整
 (4) 乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外の方法による移動に起因する故障の修理・調整
 (5) 火災、風水害、地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する故障の修理・調整
 (6) 乙の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障の修理・調整
 (7) 甲が独自に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧
 (8) 高所作業、重量物の移動を伴う作業その他の危険作業
- 第10条 前項のいずれかに該当しそれが原因で故障した商品の保守を甲が乙に要請する場合、乙は、甲乙協議の上決定する対応処置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし、乙が対応不能と判断する場合において、乙は何らの提供義務も負うものではありません。
 乙は本契約成立と同時に商品毎に感光体1本および適量数量の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜供給します。ただし、感光体およびペーパークラップについては、画質維持のため乙が必要と認めた場合に乙が交換します。
- 第11条 乙は、第7条の保守サービスの提供および前項の感光体および消耗品等の供給を乙の指定する者に委託できます。
 感光体および消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。
- 第12条 甲は乙が供給する感光体および消耗品等を商品以外の機械装置等に流用できません。
 商品の使用にあたり、甲は商品の取扱説明書等に記載する仕様と適合した用紙を使用します。
- 第13条 甲が乙の事前の書面による承諾を得ずに本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または質貸した場合、本契約は終了します。
 乙は1ヵ月前までの(ただし、甲が不利にならない場合は事前の)書面による通知によってトータルサービス料金を改定できます。
- 第14条 甲または乙が本契約の解約を希望する場合、解約希望日の1ヵ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合、料金改定の通知後10日以内に書面によって乙に通知することにより料金改定の前日をもって解約できます。
- 第15条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当した場合、債務の期限の利益を自動的に失い、相手方にその時現在負担する債務を即時履行します。
 (1) 本契約条項の1つにでも違反する事由が生じたとき
 (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納
 (3) 手形または小切手の不渡り、その他信用を著しく失墜する事由が生じたとき
- 第16条 甲または乙が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除できます。
 乙が前条第2項にもとづき本契約を解除する場合、乙および乙の関連会社は本契約以外の甲との取引においても、甲との間に発生する債権債務を甲の承諾なく相殺することができます。
- 第17条 乙は、火災、水害、地震、ストライキその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負いません。
 本契約が終了した場合、甲は乙に感光体および残存消耗品等を直ちに返還し、かつ残債務の全額を即時支払います。
- 第18条 甲と乙は、表記記載の設置調整完了日に商品および商品に装着している器具類の設置調整が完了したことを確認します。
- 第19条 甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行ないまたは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
- 第20条 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の関連先にも順守させるよう努力するものとします。
 甲および乙は、前2項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
 甲および乙は、相手方が前3項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
- 第21条 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。
 本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
- 第22条 本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定します。

以上

EP (Electronic Partnership) の利用に関する追加条項

甲と乙は、乙が甲に提供する EP (Electronic Partnership) の利用に関し、以下のとおり同意します。

第 1 条 (EP の利用に関する同意)

甲および乙は、対象機械 (以下「機械」という) において本追加条項に定める条件で EP (Electronic Partnership) を利用することに同意します。

第 2 条 (定義)

- 「EP」とは、「機械」の使用状況に関する情報を、乙が通信を利用して取得するシステムをいいます。
- 「EP-BB」「EP-BB light」とは、甲のイントラネット (プロキシサーバ等を含む) を経由し、「EP」を提供する機能のことをいいます。
- 「EP-DX」とは、FAX 回線を使用して「EP」を提供する機能のことをいいます。
- 「EP 通信装置」とは、「EP-BB」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な乙提供の通信装置 (「EPnet-BOX」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」およびこれらの後継機) の総称とします。

第 3 条 (「EP」の利用目的・乙が取得する情報項目)

- 乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できない状態に加工した後に利用する場合があります。
- 乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
- 乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の取得情報のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が情報項目の一部を取得できない場合があることを承諾します。

EP の種類	利用目的	取得情報
「EP-DX」	(1) 「機械」のメーターカウンターの遠隔自動検針 (2) 上記メーターカウンタにもとづく料金の請求 (3) 「機械」の故障状況の予知・把握およびリモート保守 (故障の発生回避を含む) (4) 消耗品の配送 (5) 乙が製造、販売または提供する商品およびサービスの品質改善および機能追加・向上 (6) 乙から甲に対する各種提案	<ul style="list-style-type: none"> 「機械」の各種メーターカウンタ値 「機械」の使用消耗品交換などの情報 故障自動監視 「機械」に登録された FAX 自局 ID (EP-DX のみ)
「EPnet-BOX」 「3Gnet-BOX」 「4Gnet-BOX」		<ul style="list-style-type: none"> 「機械」の各種メーターカウンタ値 使用消耗品交換、補給等の情報
「EP-BB」 「EP-BB light」		<ul style="list-style-type: none"> 「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のための「機械」の情報 「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のため、甲が「機械」に登録した情報から必要な部分のみ抽出した情報

第 4 条 (「EP 通信装置」の貸与)

乙は、「EP-BB」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」については、「EP 通信装置」等の機材を甲に無償で貸与する場合があります。「EP 通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP 通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第 5 条 (「EP」利用時の費用負担)

- 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
 - 公衆回線へのアクセス可能な回線の確保
 - 設置・維持に必要な電源工事、構内回線工事等および電気料金
- 「EP」の利用に必要な公衆電話回線の通話料は乙が負担します。
- 甲は、「EP 通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知するものとします。

第 6 条 (「EP」利用時の注意点)

甲は、下記の「EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願い」に記載された内容を理解し、承諾したことを確認します。

第 7 条 (「EP」の利用中止)

- 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
- 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP 通信装置」一式を乙に返却します。

EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願い

1. 「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」および後継機ご使用にあたっての制限事項

「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」および後継機 (以下「本装置」という) は無線通信機能を有しますので、ご使用いただく場合、一般の携帯電話と同様の制限事項があります。

- 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器を装着されている場合は、「本装置」または「本装置」の無線装置部分から「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」では 22cm 以上、「4Gnet-BOX」およびその後継機では 15cm 以上離れて携行および使用してください。電波により埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器の動作に影響を与える場合があります。
- 航空機内や病院など、使用を禁止された区域では、「本装置」の設置および使用は許されません。電子機器や医用電気機器に影響を及ぼす場合があります。医療機関内における使用については各医療機関の指示に従ってください。また、航空機内などの使用を禁止されている場所で「本装置」を使用した場合、法令により罰せられる場合があります。
- 医療機関の屋内では次のことを守って使用してください。
 - 手術室、集中治療室 (ICU)、冠状動脈疾患監視病室 (CCU) には「本装置」を持ち込まないでください。
 - 病棟内では、「本装置」を使用しないでください。
 - ロビーなどであっても、付近に医用電気機器がある場合は、「本装置」を使用しないでください。
 - 医療機関が個々に使用禁止、持ち込み禁止などの場所を定めている場合は、その医療機関の指示に従ってください。
- 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器以外の医用電気機器を「本装置」の近傍で使用される場合には、電波による影響について個別に医用電気機器メーカーなどにご確認ください。電波により医用電気機器などの動作に影響を与える場合があります。

2. 「EP-DX」ご使用にあたってのお願い事項

「EP-DX」を装着した「機械」と弊社システムがデータ通信している間、「機械」の操作画面に、次の案内が表示される場合があります。データ通信中は、データ通信が優先的に処理され、データ通信が完了しますと、操作画面の案内表示が消えます。データ通信は通常 5 分程度で完了いたしますが、操作画面にデータ通信中の案内が表示されている際には少々お待ちいただき、操作画面の案内表示が消えたことをご確認の上、「機械」をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<EP-DX 表示例 1>

リモートメンテナンス、またはリモートサービス中です。

<EP-DX 表示例 2>

リモートメンテナンス中です。

以上

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理 番号	使 途 項 目				
6	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1149 302 1316 392">共通案分率</td> <td data-bbox="1316 302 1436 392"> 50% 25% </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1149 392 1436 940"> それ以外の案分 案分の説明 車のリース代 別添の通り 295/2円を充当 </td> </tr> </table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明 車のリース代 別添の通り 295/2円を充当
共通案分率	50% 25%				
それ以外の案分 案分の説明 車のリース代 別添の通り 295/2円を充当					
<p style="text-align: center;">03-4-19 口座振替 3 *72600 (TF)トヨタファイナンス</p>					

兵庫トヨタ自動車(株) 充当計算

4 月請求分

支払い総額	¥72,600	
除外額合計	¥13,576	
出金総額	¥59,024	
充当額合計 (50%)	¥29,512	

除外オプション内訳

除外項目	除外額	備考
TVコントロールキット	¥29,700	
ドライブレコーダー前後	¥51,700	
ナンバーフレーム	¥6,710	
任意保険	¥400,620	
合計	¥488,730	

計 ¥488730/36回

月々 ¥13576 を除外

トヨタクレジットカーリース集金保証(L型方式)お申込みの内容

お申込日 令和2年7月24日

21219058

お名前 住居 氏名 住所

お申込み者 氏名 住所

お申込み者A 氏名 住所

お申込み者B 氏名 住所

お申し込みの保証人は、リース契約・保証委託契約が成立し、別途作成する契約書に連帯保証お申込者ご捺印されることにより成立します。

リース会社 (右下頁主簿記載の会社となります)
トヨタファイナンス株式会社
保証会社 名古屋市中区牛島町6番1号

お申込み 新車 新規リース () 新規 () 車両入替 ()

連帯保証契約は、リース契約・保証委託契約が成立し、別途作成する契約書に連帯保証お申込者ご捺印されることにより成立します。

承認番号 354031000363613

注文 No. 0476199

販売店整理番号 0476199

販売店整理番号

契約日 令和2年7月24日

非定型支払明細 (非定型支払の明細を添付印刷して下さい) 無

毎月支払回数 35回

支払期間 令和2年10月 令和5年8月

支払方法 ①均等払 ②ポーンナス併用払 ③その他

支払回数 1回目 145200円

支払回数 2回目以降 72600円

ポーンナス支払開始年月 令和2年10月

ポーンナス支払月 令和5年8月

リース料総額 2376000円

消費税込消費税額 2376000円

リース支払総額 2613600円

前払金等 0円

保証委託リース料 2613600円

リース期間 令和2年9月10日 36ヶ月

基本月額 340400円

運減月額 52889円

お申込み 新車 新規リース () 新規 () 車両入替 ()

登録番号 364

車種 C-HR

型式 ZYX1L-AHXMB

グレード S GR SPORT

燃料 ガソリン

原動機の種類 軽油

使用名義人 井田祐輔

お取引先 井田祐輔

お申込み 新車 新規リース () 新規 () 車両入替 ()

登録番号 364

車種 C-HR

型式 ZYX1L-AHXMB

グレード S GR SPORT

燃料 ガソリン

原動機の種類 軽油

使用名義人 井田祐輔

お取引先 井田祐輔

姫路市花田町一木松字深田90番地の1

タカローラ姫路株式会社

代表取締役 瀧川祥也

TEL 079-357-2142

お客様へ必ずお渡し下さい。

お申込みの際は「お申込みの内容」をよく読んでから、十分納得の上、本館内にお客様ご自身で記入下さい。
(様式のため、ポーンナスで強くご記入下さい)
お申込みを受けましても応じることができない場合もございますので、予めご了承ください。
連帯保証お申込者は、契約成立の際連帯保証人となる方に限ります。

お申込み者A

お申込み者B

お申込み者C

お申込み者D

お申込み者E

お申込み者F

お申込み者G

お申込み者H

お申込み者I

お申込み者J

お申込み者K

お申込み者L

お申込み者M

お申込み者N

お申込み者O

お申込み者P

お申込み者Q

お申込み者R

お申込み者S

お申込み者T

お申込み者U

お申込み者V

お申込み者W

お申込み者X

お申込み者Y

お申込み者Z

お申込み者A

お申込み者B

お申込み者C

お申込み者D

お申込み者E

お申込み者F

お申込み者G

お申込み者H

お申込み者I

お申込み者J

お申込み者K

お申込み者L

お申込み者M

お申込み者N

お申込み者O

お申込み者P

お申込み者Q

お申込み者R

お申込み者S

お申込み者T

お申込み者U

お申込み者V

お申込み者W

お申込み者X

お申込み者Y

お申込み者Z

お申込み者A

お申込み者B

お申込み者C

お申込み者D

お申込み者E

お申込み者F

お申込み者G

お申込み者H

お申込み者I

お申込み者J

お申込み者K

お申込み者L

お申込み者M

お申込み者N

お申込み者O

お申込み者P

お申込み者Q

お申込み者R

お申込み者S

お申込み者T

お申込み者U

お申込み者V

お申込み者W

お申込み者X

お申込み者Y

お申込み者Z

自動車リース契約書

借受人用

この契約書に添付の約款は、リース契約の条件及び個人情報の取扱いについて記載したものですから、借受人および連帯保証人におかれましては、これらの事項をよくお読み頂き充分にご納得の上、ご署名(記名・捺印)ください。
個人情報の取扱いにつきましては添付の【個人情報の取扱い】に記載しております。
4枚目「公正証書作成に関わる委任状」は内容を十分ご理解の上、直接ご署名ください。

借受人(甲) (所在地・名称・代表者)

貸渡人(乙) (所在地・名称・代表者)

令和2年 7 月 24 日

戸井田 祐輔

連帯保証人 (住所・氏名・職業)

姫路市花田町一本松字添田90番地の1

トヨタカローラ姫路株式会社

代表取締役 瀧川 祥也

連帯保証人 (住所・氏名・職業)

印

印

貸渡人(以下乙という)と借受人(以下甲という)ならびに連帯保証人は、下記(1)記載の自動車(以下自動車という)のリースについて、下記条件ならびに添付約款のとおり契約を締結します。

借受人

リース方式: メンテナンス
(1) 車名: C-HRハイブリッド S GR SPORT 1,800cc FF CVT
(型式): ZYX11-AHXNB(G)
登録番号: 姫路 364 ま 24
初度登録: 令和2年 9 月
使用の本拠地: 借受人の住所と同じ
保管場所: 同上
契約No: 0400021
特別仕様: (メーカーオプション) ホワイトパールクリスタルシャイン...

連帯保証人

(2) リース期間: 令和2年 9 月 10 日 - 令和5年 9 月 9 日 36 ヶ月
リース料: 毎月 66,000 円 (総額 2,376,000 円)
消費税: 毎月 6,600 円 (総額 237,600 円)
(3) 支払月額: 毎月 72,600 円 (総額 2,613,600 円)
(4) 支払期日: 第1回 令和2年10月17日 支払
第2回 令和2年10月17日 支払
第3回~第35回 1ヶ月毎 17日 支払
第36回 令和5年8月17日 支払
(5) 前払金: 円
(6) 保証金: 円
(7) 支払方法: 銀行振替

連帯保証人

(8) リース料に含まれる項目: 登録納車費用, 自動車取得税, 自動車重量税, 自動車賠償責任保険, 自動車税, 道路関連サービス, 任意保険, 車検(定期点検整備及び継続検査), 法定定期点検整備, 一般修理
(9) 任意保険: 保険会社: あいおいニッセイ同和損害保険(株)
保険種類: 72.7122の保険
フリート区分: 1-27-1
年齢条件: 35才以上補償限定あり
割引割増: 4% 割増
対人: 無制限
対物: 無制限
人身傷害: 1名 5000 万円, 1事故 100万円
車両: 1年目 360 万円, 2年目 290 万円, 3年目 235 万円, 4年目 万円, 5年目 万円, 6年目 万円, 7年目 万円, 8年目 万円

3文字削除, 6文字追加

(15) 規定損害金: 基本額 3,404,001 円, 過渡月額 52,889 円

(10) 引渡予定日: 令和2年 9 月 13 日
(11) 担当テクノショップ: トヨタカローラ姫路株式会社 本店
(12) 契約走行距離: 1,000 km/月
(13) 超過走行料: 3 円/km
(14) 残価の精算: しない (予定残価 円)
(16) 特約事項: 新車店頭納車, バッテリー交換 1 回

自動車リース注文書

トヨタカローラ姫路株式会社 御中

商談No. 0400021

下記のとおり注文致します。

リース料	66,000 円
消費税	6,600 円
支払月間 (台当たり)	72,600 円

*消費税は税率10%にて計算しております。

リース期間	36 ヶ月 (期間 令和 2 年 9 月 ~ 5 年 9 月)
-------	---------------------------------

車両明細	車名	C-HRハイブリッド S GR SPORT 1,800cc FF CVT	
	型式	ZYX11-AHXNB(G)	台数 1 台
	年式	令和 2 年式	塗色 ホワイトパールクリスタルシャイン (070)

特別仕様・付属品	【メーカーオプション】 ホワイトパールクリスタルシャイン スペアタイヤ ブラインドスポットモニター&パノラミックビューモニター	盗難防止機能付きナンバーフレームセット 三角表示板 GRフロアマット サイドバイザーベーシック
	【販売店装着オプション】 DA用TVコントロールキット ボディーコート ガードコスメ ドライブレコーダーDR651+配線 ETCセットアップ	レインクリアリングブルーミラー ETC2.0ナビキット TCナビキット

支払期日	第 1 回	令和 2 年 10 月 17 日支払
	第 2 回	令和 2 年 10 月 17 日支払
	第 3 回 ~ 第 3 5 回	毎月 17 日支払
	第 3 6 回	令和 5 年 8 月 17 日支払

支払い方法	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行振替 2. 約束手形 3. 銀行振込 4. ()
銀行	銀行 支店

リース料に含まれる項目	<input type="checkbox"/> 納車費用	<input checked="" type="checkbox"/> 事故修理(車両保険付保時)
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車税環境性能割	<input type="checkbox"/> オイル交換
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税	<input type="checkbox"/> バッテリー交換
	<input type="checkbox"/> 自動車賠償責任保険	<input type="checkbox"/> トヨタ プロテア10
	<input type="checkbox"/> 自動車税	<input type="checkbox"/> タイヤ交換 4 本まで
	<input checked="" type="checkbox"/> JAF会費	
	<input type="checkbox"/> 任意保険	
	<input checked="" type="checkbox"/> 継続車検整備	<input checked="" type="checkbox"/> 代車の提供(車検時)
	<input type="checkbox"/> 法定定期点検整備	
	<input type="checkbox"/> 一般修理	

任意保険内容	損保指定	1.有 2.無	損保会社	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	
	代理店指定	1.有 2.無	代理店名	トヨタカローラ姫路(株)	
	保険種別	92-7122の保険		フリート区分	1224-T
	年齢制限	35以上補償 限あり		割増引率	6等引
	対人	無制限		車両	1年目 360,019
	対物	無制限		免責	2年目 290,019
	人身傷害	5000,019		(0-10万円)	3年目 235,019
	搭乗者	-			

※この注文書の他に別途契約書を作成します。

注文主	コード	
	住所	[REDACTED]
	名称	戸井田祐輔
	担当	業種

請求先	コード	
	住所	
	名称	
	方法	1. 毎月 2. 一括 3. ()

使用先	コード	
	住所	
	名称	

登録名義人	住所	
	名称	

保証人	住所	
	名称	

引渡予定日	令和 2 年 月 吉日
引渡場所	トヨタカローラ姫路(株)本店
担当サービス工場	トヨタカローラ姫路(株)本店
契約走行距離	1,000 km/月
超過走行料	3 円/km
残価の精算	1. する(予定残価 円) 2. しない

【備考】
新車店頭納車
バッテリー交換 1 回



お客さま控

お客さま控

自動車保険申込書

(兼契約明細書)

始期日 令和 2年 9月 12日
作成日: 令和 2年 9月 12日 17時34分

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 宛

申込人(保険契約者) 住所 〒671-0253 兵庫県 姫路市 花田町 一本松 90-1
氏名 (カナ) トヨタカローラ姫路 株式会社 代表取締役 瀧川 祥也
個人・法人区分 法人
電話番号 079-253-2141
携帯電話番号
生年月日 年 月 日(才)
親族連絡先

記載内容を確認し、Step1~Step5のご確認欄にチェックのうえ、2枚目(または右下)の申込人(保険契約者) 押印欄に押印してください。

※印の項目は、ご契約に際して当社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認ください。★印の項目は大切な項目です。訂正時には、申込人(保険契約者)の訂正署名(または訂正印)をお捺印します。印字内容に修正・追記をされた場合、◆ご確認欄は変更後の内容でご確認ください。この保険では、ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項)があり、「重要事項のご説明」に記載しています。本書面の内容は当社が把握した情報に基づいて作成しています。お客さまのご意向に沿っているか、Step欄等をご確認ください。

保険期間 令和 2年 9月 12日午後 6時から 令和 5年 9月 12日午後 4時まで 3年間
継続手続特約

Step1 記名被保険者の住所・氏名等は以下の内容でよろしいですか?
◆ご確認欄 はい いいえ
住所 氏名 (カナ) 戸井田 祐輔
免許証の種類 R 6年 10月
免許証の取得年月日 青 57年 9月 13日(37才)
ご契約のお車を使用する方の人数 人 所有する自動車の台数 台
運転者 1: 同じ 2: 異なる 年 月 日(才)
最もしよい運転者とは、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族およびこれらの方が行なう事業に従事する従業員で最もよい方をいいます。

Step2 契約のお車の情報等は以下の内容でよろしいですか?
◆ご確認欄 はい いいえ
車名 C-HR 型式 ZYX11 仕様 S GR SPORT
登録番号 姫路 364 ま 0024
車台番号
用途車種 自家用普通乗用車 (11)
車種登録地・保管場所 事業専用車 非該当
初年度登録 R 2年 9月 車検満了日 令和 5年 9月 9日
改造車・型式不明車 () レンタカー ()
構内専用車 () 教習車 ()
公有 () 準公有 ()
料率クラス 車両対人・自損対物 傷害 付属機械装置
(6) (7) (7) (7) 保険金額
前契約 () () () () 名称
装備・装置等
※衝突被害軽減ブレーキ (有) ※福祉車両 ()
※先進環境対策車区分 (ハイブリッド車)

Step3 割引・特約・新契約の情報等は以下の内容でよろしいですか?他の保険契約、過去の事故歴もあわせてご確認ください。
◆ご確認欄 はい いいえ
6等級S 事故有係数適用期間 0年 (4%割増)
ゴールド免許割引 ASV割引 新車割引 先進環境対策車割引
その他
前契約なし 中核証明点適用なし セカンドカー割引対象外
※他の保険契約
このご契約以外に、ご契約のお車が同一で保険期間が重複する他の自動車保険または自動車共済がありますか? () 会社名
※過去1年間に保険会社から普通保険約款・特約により解除されたことがありますか? ()

振替手続特約セットなし 販売企画: D2
添付書類: 車検証等(署名等ありの時のみ)

区分 純粋特約 引受承認番号 自己契約(特約) 分担率前年どおり 101 振替先 075 特記事項 467 NLI企業コード
販売店 DC660 神戸自営 営業一課 サブコード 名称 ホンデン 代理店サブコード 065 04 記事 T46 063 協業 法人格コード
代理店 代表者 姓立人 AXP6 トヨタカローラ姫路 フリーコード 名称 067 代理店フリーコード 066 204002 選択課支社 積分コード 073 NLI支社支部コード1
このたびは当社にご用命を賜り、まことにありがとうございます。
本控はご契約内容の確認にご利用いただき、保険証券等をお届けするまでの間、大切に保管してください。
スリップ区分 103 (103) (103) NLI支社支部コード2

お客さま控

(登録番号) 姫路 364 ま 0024

証券番号

明細番号

印刷番号

お客さま控

2/2

Step4

補償内容、保険料の払込方法は以下の内容にしております。
 補償内容：長年乗用車の補償内容が、車両に
 対しては、車両保険、盗難保険、火災保険、自然災害補償、
 対物・対人賠償、対歩行者等傷害、対人臨時費用、
 対物超過修理費用、自動車事故特約、
 対歩行者等傷害／対人臨時費用
 対物超過修理費用

ご確認欄 はい いいえ

保険種類		ご契約内容	
* 運転者年令条件		タフ・クルマの保険 (個人総合) 限定なし 35才以上補償	
* 対人賠償 (1名につき)		業務使用 無制限	
* 対物賠償 (1事故につき)		無制限 / 免責なし	
* 人身傷害 (1名につき)		自動車事故特約 5000万円 (無保険車傷害 2億円) 傷害一時金倍額払	
* 車両保険		一般補償 地震・噴火・津波補償なし 360万円 事故1回目 免責なし 2回目以降 10万円 新車保険金額 360万円 全損時諸費用	
* 特約・サービス		ロードサービス費用 <input checked="" type="checkbox"/> 補償あり/レンタカー型 ロードアシスタンスサービス <input checked="" type="checkbox"/> ご利用いただけます	
* その他の補償・特約 (セットされる補償・特約名称を表示します)		長期車両保険金額 2年 290万円 3年 235万円 被害者救済費用 代車加算レンタカー型 日額10000円 車両無過失事故 弁償工費用-自動 車事故型	
* その他特約 (上記に記述の補償・特約以外にセットされる特約は右記のとおりです。)			
合計保険料		長期一括払 400,620円	

右記の特約をセットする場合、補償内容が同様のご契約が他にあると補償が重複することがあります。
 運転者限定：限定なし/本人限定/本人・配偶者限定 運転者年令条件：年令を問わず補償/21才以上補償/26才以上補償/35才以上補償、から選択可能です。
 ワンサポ項目自らは当社指定のカーシェアリング等の利用実績を含みます。

Step5

申込入欄、保険期間欄およびStep1~4の内容がすべてご意向に沿っていることを再度ご確認ください。また、「重要事項のご説明」(クーリングオフに関する説明を含む)を受け取り、意向に沿った内容であることを確認するとともに、個人情報取扱い、親族連絡先制度および「専用端末の貸与およびサービス利用規約」(該当契約の場合)に同意のうえ、保険種類欄記載の普通保険約款・特約が適用される保険契約を申し込みます。申込日をご確認のうえ、押印してください。

ご確認欄 はい いいえ

申込日 令和 2年 9月 12日	機械印字 訂正・変更 (有)	証券・約款送付済否 <input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	
* 申込人 (保険契約者) 押印欄	この書類は控えですので、署名 (または記名・押印) は不要です。		① Webで申請 (e-co保証証券) Webで申請 (Web約款) ② 書面の保険証券等 書面の約款
募集人ID T78 1005016829	電話募集	手続日時 年 月 日 時 分	代理人と本人の統括
募集人名	電話番号	代理人手続時 代理権確認	代理権委任確認日 令和 年 月 日
	お客さま氏名		

約 款

【個人情報取扱】

- 1. 甲は、乙が下記の目的で表面記載の個人情報を使用することに同意します。
a. 表記1記載の自動車の定期点検および保険満期の予定等を印刷物の送付または電子メールの送信等により、甲にご案内すること。
b. 自動車、保険、携帯電話、その他において取扱う商品・サービス等や、各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
c. 商品開発等あるいはお客様満足度向上策等を検討するために、甲にアンケート調査を実施すること。
2. 甲および連帯保証人は、乙が表面記載の個人情報、リース支払額支払開始後の支払状況、過去の債務の返済状況および乙が甲から入手した甲の計算書類等と信用判断・与信後の管理目的で利用することに同意します。
3. 甲は下記のとおり、乙が表面記載の個人情報を第三者に提供することに同意します。

提供先およびその利用目的:

Table with 2 columns: 提供先 (Recipient) and 提供先の利用目的 (Purpose of Use). Rows include various entities like insurance companies and leasing companies.

- 4. 乙は個人情報の取扱について、ホームページなどにより公表します。

URL http://www.c-himeji.jp

【リース契約条項】

- 第1条 (リース契約)
貸渡人(以下、乙という)は表記1記載の自動車(以下、自動車という)を借受人(以下、甲という)にリースし、甲はこれを借受けます。
2. 本契約は、甲および乙が合意したときを成立日とします。
3. 甲は、本契約成立日からリース期間が満了するまでは、本契約の解除または解約が出来ないものとします。
4. 甲および乙は、本契約の履行にあたっては、諸法令を遵守します。
第2条 (自動車の引渡)
甲は、装束または乙の指定する者を通じて、甲に自動車を引渡します。
2. 甲は、装束・外観その他すべての点についてリース目的の限度において良好な状態にあることを確認のうえ自動車の引渡を受けるものとします。
3. 天災地災等、乙の責に帰し得ない事由による自動車の引渡遅延または引渡不能の場合、乙は責を負わないものとします。
4. 甲が正当な理由なく自動車の引渡を受けることを拒みまたは甲の責に帰すべからざる事由により乙が自動車を引渡すことが出来ず、または、何らの催告をなしに通知のみで、本契約を解除または解約することが出来るものとし、この場合、第22条第2項または第3項を準用します。
第3条 (自動車の使用・保管)
甲は、善良な管理者の注意をもって、表記1記載の場所に自動車を保管するものとします。その費用は甲の負担とします。
2. 甲は、乙または乙の指定する者から自動車の使用、保管状況を点検・検査するため、保管場所への立ち入りまたは説明、資料の提供等の中入れがあったときは、異議なくこれに応じるものとします。
3. 甲は、乙から自動車に乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあったときは、異議なくこれに応じるものとします。
4. 甲は、自動車について、第13条により乙が整備を実施する場合を除き、自らの責任と負担において、エンジン冷却水・バッテリー液・エンジンオイル・ブレーキオイルの点検補充をはじめとする法定の日常点検整備および法定定期点検整備の点検整備は乙の責任と負担とする旨の取扱説明書およびメンテナンスノートに基づき行うものとします。
5. 甲が前項の点検整備を怠ったことにより、自動車に不具合が生じた場合、甲はそれに関与する一切の損害を自ら負担し、乙は、ならその責任を負わないものとします。
第4条 (リース期間)
リース期間は表記2記載の期間とします。
第5条 (リース料および支払方法等)
自動車のリース料およびこのリース料に対する消費税・地方消費税(以下、リース支払額という)は表記3記載のとおりとします。
2. 甲は乙に対し表記3(3)記載の金額を表記4(4)記載の各回リース支払額支払期日に、表記7の方法で支払うものとします。
3. 甲がリース期間中において自動車を不使用の期間もしくは使用できない期間があるとき、または第13条の代車、第14条の代車、その他本契約の上の乙のサービスを利用しなかったとき、甲はその理由のいかんにかかわらず、リース支払額の変更・減免・返還・猶予等を乙に一切請求しないものとします。
第6条 (前払金)
甲は乙に対し表記5記載のとおり前払金を現金または表記7の方法で支払うものとします。
2. 前項の前払金は無利息とし、表記5(5)に記載する該当回りのリース支払額支払期日が到来したときに、何らの通知催告を要することなく、自動的に当該各回りのリース支払額に充当されます。
3. 第20条により甲が残存期間のリース支払額金額を前払いしなければならない事由が発生したときは、前項の規定および期限の可否にかかわらず、乙が何らの通知催告を要することなく、前払金を甲の乙に対するどの債務に充当しても甲は異議ないものとします。

第7条 (保証金)

- 1. 本契約から生ずる一切の債務を担保するため、乙が求めた場合は乙に対し表記6記載のとおり保証金を現金または表記7の方法で支払うものとします。
2. 乙は前項の保証金を本契約終了後、甲が乙に対する一切の義務を履行した後、利息を付さないで甲に返還するものとし、甲は本契約期間中、リース支払額・自動車修理代金等乙に対する債務への充当を請求し得ないものとします。
3. 第20条により甲が残存期間のリース支払額金額を前払いしなければならない事由が発生したときは、期限の可否にかかわらず、乙が何らの通知催告を要することなく、保証金を甲の乙に対するどの債務に充当しても甲は異議ないものとします。

第8条 (自動車の登録)

- 1. 甲は、乙が国土交通省等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の管理その他乙の目的で利用・活用するに際し、異議ないものとします。
2. 乙において、商号変更・住所変更、または合併・会社分割・事業譲渡等に基づき自動車所有権の移転が生じたときは、道路運送車両法に基づき変更登録・移転登記を甲の承諾を得て行い、甲はこれを代理して自動車の検査・検査証の記載事項の変更手続を甲が承諾する旨の承諾書に捺印し、これを協力を要するものとします。

第9条 (禁止行為等)

- 1. 甲は、本契約に基づき乙に対して負担する債務と、乙またはその承継人に対して有する債権とを担保としないものとします。
2. 甲は、自動車等を第三者に譲渡する、または担保に差入れる等、乙の所有・権を侵害するのみならず、日本国内に自動車を持ち出し、日本国外に自動車を使用するものとし、日本国外に自動車を持ち出すときは、乙の事前の承諾を得なければ、次の行為をできないものとします。
3. 自動車に特別仕体部品、機器類を脱着する等、自動車の原状を変更すること。
4. 自動車検査簿の記載を変更し、使用の不適切な位置、保管場所等を変更すること。
5. 乙が、書面により甲の所有権を認めた場合を除き、自動車に装着または貼付した他の物品の所有権は、すべて無償で乙に帰属するものとします。

第10条 (通知・報告事項)

- 1. 甲または連帯保証人は、下記に掲げる事由の1が生じたときは、乙に対し直ちにこれを通知しなければなりません。
2. 甲または連帯保証人がその住所・氏名・商号または事業の目的その他経営上重要な変更をしたとき。
3. 甲または連帯保証人について、第20条3号に掲げる事由の1が生じ、またはそのおそれがあるとき。
4. 自動車の使用・保管中に人的または物的損害が生じたとき。
5. 甲は、乙から申し入れがあったときは、甲の事業の状況を説明し、決算期の計算書類その他乙の指定する関係書類を乙に提供します。

第11条 (保険契約の締結)

- 1. 乙は自動車についてリース期間中、継続して甲を被保険者とする表記9記載の自動車保険契約を締結するものとし、保険証券は乙が保管し、その写を甲に交付します。ただし、車両保険については乙を被保険者とします。
2. 特約の事由により甲が自ら保険契約を締結する場合は乙の承諾を得るものとします。この場合車両保険については乙を被保険者とし、甲は乙の求めがあった場合は保険証券の写を保険契約締結後直ちに乙に交付するものとします。
3. 第1項および第2項の保険契約により補填されない損害については、すべて甲が負担するものとします。
4. 第1項および第2項の保険契約に免責額が定められている場合は、その免責額についての負担は、甲が負うものとします。
5. 自動車に付された車両保険が支払われた場合、保険金は乙に帰属するものとし、甲が保険会社から支払を受けた場合には、受領した金額を直ちに乙に引渡すものとします。
6. 保険契約自体に関する取決めは、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします。

第12条 (自動車の瑕疵)

- 1. 自動車の規格、仕様、品質、性能等に隠れた瑕疵があった場合、または自動車の選択、決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は一切の責を負わないものとします。
2. 自動車に瑕疵が発見されたときは、甲は保証書の定めに従い、自動車の製造会社または販売会社に対し直接保証修理等の履行を請求するものとします。

第13条 (メンテナンスサービス)

- 1. 甲は、自動車について本契約期間中、表記(11)記載の担当トヨタテクニシャンで表記8記載のメンテナンスサービスを受けるものとします。また、車検(定期点検整備および継続検査)および法定定期点検整備がリース料に含まれる場合、メンテナンスサービスに定められた自動車製造会社指定の点検整備も併せて受けるものとします。
2. 甲は表記8以外の整備・修理を受ける場合でも、表記(11)記載の担当トヨタテクニシャンで整備・修理を受けるものとします。
3. 次の場合の修理費等はリース料に含まれず、別途甲が負担するものとします。
1. 表記8に記載のあるメンテナンス項目以外の整備・修理に要する費用。
2. 甲が第3条の定めを遵守しなかったこと、その他甲の故意もしくは過失に起因する自動車の修理に要する費用(甲に過失のない自動車事故に起因する自動車の修理に要する費用もここに含まれるものとします)。
3. 第11条による自動車の車両保険で補填されない修理等の費用(保険免責、保険対象外および保険超過費用)。
4. 甲が乙の承諾なしに全開トヨタテクニシャンおよび指定工場以外で独自に行った修理等の費用。
5. 車両本体以外の架装品(パワーゲート、冷凍装置、保冷装置、クレーン等)の修理等の費用。
6. 天災地災、盗難、悪戯等、甲乙いずれの責にも帰さない不可抗力による損害の修理に要する費用。
7. 経年劣化等によって発生する腐食、劣化、および退色の修理に要する費用。
8. 自動車の品質・機能に影響がない現象の修理に要する費用。
4. 甲が表記8記載のメンテナンスサービスを受けるとき、または第14条の代車の提供を受けるときは、乙の発行するメンテナンスカードを提示するものとし、この提示がないときは乙が別途代車を甲に対して請求しても異議ないものとします。
5. 第20条第1項各号の事由が生じたときは、それ以降メンテナンスカードの提示があっても乙は整備・修理および代車提供を拒むことができるものとします。
6. 甲は、全開トヨタテクニシャンまたは指定工場が車検(定期点検整備および継続検査)等の手続きを代行する時に、放置違反金滞納の有無を確認する為、に、社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行うことに予め同意します。また、インターネット照会の結果、全開トヨタテクニシャンまたは指定工場が各都道府県警察に対してのアクセスによる照会を要する場合は、甲は所定の同意書に捺印または押印するものとします。
7. 放置違反金の滞納等に起因して車検(定期点検整備および継続検査)が遅延または不能となっても乙は一切の責任を負わないものとします。なお、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得に係る一切の費用は甲が負担するものとします。
8. 放置違反金の滞納等に起因して車検(定期点検整備および継続検査)が遅延または不能となった場合は、甲は第14条に基づいて代車を借受けても、当初の予定通りに返還するものとします。

第14条 (代車)

1. 乙は、本契約の目的としてリース料に含まれる項目として代車の提供の記載がある場合は、本契約の目的として代車をリース料に含まれる項目として代車を提供し、代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、代車の使用・保管に当たっては、本契約に従って自動車と同等の取扱を甲がとります。
3. 甲が第1項に定める代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
4. 甲は、代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
5. 甲は、代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
6. 甲は、代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第15条 (事故処理)

1. 甲は、事故が発生した場合は直ちに乙および保険会社に報告するとともに、併せて下記事項を甲が保有する保険処理が速やかに行われることと協力するものとします。
2. 甲は、事故が発生した場合は直ちに乙および保険会社に報告するとともに、併せて下記事項を甲が保有する保険処理が速やかに行われることと協力するものとします。

第16条 (損害賠償)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
3. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
4. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第17条 (自動車の滅失・毀損)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
3. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
4. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第18条 (権利の移転等)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第19条 (費用の要約および追加)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
3. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第20条 (リース支払額前払い)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
3. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
4. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第21条 (自動車の預かり)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第22条 (約定による解除または解約)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
3. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第23条 (自動車の返還時の処置)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
3. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
4. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第24条 (契約走行距離等)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第25条 (規定損害金等)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
3. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第26条 (権利保全)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第27条 (再リース)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第28条 (遅延損害金)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第29条 (連帯保証人)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
3. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第30条 (特約事項)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
3. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第31条 (特約事項)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第32条 (訴訟管轄)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第33条 (乙の通知あるいは意思表示)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第34条 (公正証書)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第35条 (取立委任)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

第36条 (トヨタファイナンス株式会社の譲渡担保)

1. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。
2. 甲は、本契約の目的として代車を返還するときは、代車を返還するものとします。

反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

トヨタカローラ姫路株式会社 御中

※確認いただき、にをお願いします。

1. 私（法人の場合は、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）及び保証人（法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約致します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- ⑥ その他前各号に準ずるもの

2. 私及び保証人は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と云う。）と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明、確約致します。

- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- ④ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3. 私及び保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約致します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

4. 私及び保証人は、これら各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、貴社によって催告無しで貴社との取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより貴社に損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明、確約致します。

2020年08月30日

住所

氏名(自署)

伊井田 裕輔

【車輛名義人との関係：本人・配偶者・子・その他（ ）】

(注) ご記入いただきました個人情報につきましては、トヨタカローラ姫路以外で利用することはございません。

当社使用欄

店長確認印	受 付 者

区分及びお客様コード

3									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(お客様控)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)
 (会派名 自由民主党)
 (議員名 戸井田ゆうすけ)

整理 番号	7	用途項目
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費

2021/4/6

水光費・会費 口座振替のお知らせ

コード 51011

戸井田 祐輔 様

振替金額 円 12,100 -

上記金額を令和 3年 4月 19日 に(までに)
 引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座
 までお振り込みの程、お願い致します。

振込先 XXXXXXXXXX
 大手前第一ビル管理組合法人 理事長 柳谷 義則

ご請求内訳

◆電気代 (R 3年 3 月度分)			
電気使用料金		11,400 円	
使用量		380 kwh	
看板・電灯料金		- 円	
◆水道代 (R 3年 - 月度分)			
水道使用料金		0 円	
使用量		0 m ³	
合計		12,100 円	

姫路市本町68番地170
 大手前第一ビル 管理組合法人
 理事長 河本 康孝

共通案分率	50%
	25%
それ以外の案分	
案分の説明	電気代
	11,400円 × 50%
	= 5,700円
	5,700円を充当

案分率

500

2021/4/6

水光費・会費 口座振替のお知らせ

コード 02011

戸井田 祐輔 様

振替金額 ￥ 30,234 -

上記金額を令和 3年 4月 19日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座
までお振り込みの程、お願い致します。

振込先

大手前第一ビル管理組合法人

ご請求内訳

◆電気代 (R 3年 3月度分)
電気使用料金 - 円
使用量 - kwh
看板・電灯料金 - 円

◆水道代 (R 3年 - 月度分)
水道使用料金 - 円
使用量 - m³

合計 30,234 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル 管理組合法人
理事長 河本 康孝

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名自民党)

(議員名戸井田ゆう智)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
8		共通案分率
		それ以外の案分 100% 案分の説明 すべて政務活動に係るものであるため 案分率 産経新聞代 4,037円 4,037円を充当

2021年04月分

領 収 証

ID(22890)

No. 1- 103-0447-001

本町68
大手前ビル1階
戸井田事務所 様

銘 柄	部	金	額	お知らせ
産経セット※	1	4,037		毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。 8%対象 ¥4,037(消費税 ¥299)
合 計			¥ 4,037	

※は軽減税率対象品目

株式会社神戸新聞姫路中央販売

〒670-0925 姫路市亀井町111
TEL: 079-223-8513 FAX: 079-288-3314

4/23 支払い

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名自民党)

(議員名戸井田 ゆづり)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
9		共通案分率
		それ以外の案分 100%
		案分の説明 すべて政務活動に係る ものであるため
		案分率 神戸新聞代 4,400円 4,400円を充当

2021年04月分



領 収 証

ID(15034)

No. 1- 103-0447-000

本町大手前ビル1階

戸井田事務所 様

銘 柄	部	金 額
神戸セット※	1	4,400
合 計		¥ 4,400
※は軽減税率対象品目		

お知らせ

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売

〒670-0925

姫路市亀井町1-1-1

TEL: 079-223-8513

FAX: 079-288-3314



4/23 支払い

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年4月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理 番号	使 途 項 目											
10	調査研究費・研修費・会議費 <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> 「政務活動以外の 部分が全体の 5%を占めるため」 ホームページ $55000円 \times 95\%$ $= 52,250円$ 52,250円を充当 </td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td></td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	95%	案分の説明	「政務活動以外の 部分が全体の 5%を占めるため」 ホームページ $55000円 \times 95\%$ $= 52,250円$ 52,250円を充当	案分率	
共通案分率	50%											
	25%											
それ以外の案分	95%											
案分の説明	「政務活動以外の 部分が全体の 5%を占めるため」 ホームページ $55000円 \times 95\%$ $= 52,250円$ 52,250円を充当											
案分率												

領 収 書

戸井田事務所 御中

金 額

¥
55,000-

但 戸井田ゆうすけ様 HP 保守・管理費として
上記正に領収いたしました

発行日：2021年4月25日

Ink
〒112-0015
東京都文京区目白台2-10-9-102
TEL 03-6824-2983



〒670-0012 兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
戸井田事務所 御中

請求日 2021年4月23日

Ink
〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102
03-6824-2983

請求書

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

ご請求金額 ￥55,000

作業内容	金額	備考
・HP保守・管理費	50,000	1ヵ月分
		合計
		50,000
		消費税(10%)
		5,000
		税込み請求金額
		55,000

振込先金融機関

誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

兵庫県議会議員

と い だ

戸井田ゆうすけ

TOIDA YUSUKE OFFICIAL SITE

県政にチャレンジ!

現在(いま)と未来の架け橋
あふれる若さと情熱で
「誇れる姫路!豊かな兵庫!」を作ります。

プロフィール

私の政策

FACEBOOK

問い合わせ



戸井田ゆうすけ
22時間前

3度目の緊急事態宣言が出されました。事業者の方に向けた対応が掲載されておりますので、ご参考して下さい。
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/#zigyouasya0424>

WEB.PREF.HYOGO.LG.JP
兵庫県 緊急時用トップページ
○酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食...

いいね! コメント シェア

戸井田ゆうすけ
112時間前

今日は、#さいとう元彦氏と共に姫路市議会を挨拶回りさせて頂いた後、姫路青年会議所に所属する若手経済人との意見交換会を開催させて頂きました。
#兵庫県知事選

戸井田祐輔(といだゆうすけ)

誕生日 1987年9月13日
血液型 A型

経歴
昭和57年姫路市にて生まれる
祖父は、元厚生大臣 戸井田三郎
父は、元衆議院議員 戸井田肇
姫路市立安室東小学校 卒業
姫路市立安室中学校 卒業
私立二松学舎大学附属高等学校 卒業
専門学校 専修学校 専門学校 卒業
筑波大学 中退

「経歴」
学校卒業後、TV制作会社にて番組制作業務に携わりその後、元衆議院議員戸井田と共なる秘書を務め、父の引継ぎは、会社員として勤務

「自己紹介」
趣味 サッカー 観戦 読書
尊敬する人物 一 清原一郎
好きな音楽 志保 他

私の政策

1

今後ますます進む少子高齢化や人口減少により、危機にさらされる地方の伝統文化や様々な活動の継承を自らも担うと共に現場で得られる地域の声を県政に届けます。

2

幅広い世代、地域の意見を聞き、地域の持つ魅力、潜在能力を引き出し、姫路、兵庫の更なる発展を目指します。

3

暮らしやすく、住みよい姫路を目指して周辺自治体との連携を進めると共に姫路と県をつなぎ、来たるべき人口減少社会に備えます。

4

同世代の有権者から、結婚、出産、育児、教育等に関する現場の声を拾い集め、課題の解決に努めることで、若者が集まり、子育てのしやすいまちづくりに尽力します



兵庫県議会議員 戸井田ゆうすけ
〒670-0012 姫路市本町68 大手前第一ビル1F
TEL 079-281-7700
FAX 079-281-7707

ホームページ制作業務委託契約書

戸井田事務所（以下「甲」という。）と Ink（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供する HTML によるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
2. 既存の写真・画像等のスキャン（デジタルライズ）。
3. ホームページを公開するためのレンタルサーバーの契約手配。
4. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。
ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日より遅い日に制作に着手する旨の記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が見積書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし、見積書に納期が日付で記載されている場合は、見積書に記載された日付を優先する。
3. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知を受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 更新サービスの利用

甲が制作完了後の更新を希望する場合は、乙所定の申込書に必要事項を記入の上、提出する。

第8条 制作料金

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 本契約に基づく料金額は、乙のホームページ上の料金表及び見積書に定める通りとする。なお、乙は、ホームページ上の料金表については、予め告知することによって価格変更をできるものとする。
3. 料金の支払条件は、月末締め翌末日銀行振込とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第9条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。この場合、手付け金は返金しない。また、手付け金とは別に、甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第10条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第11条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要な HTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
5. 甲が制作物を上記3の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
6. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記2および3で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第12条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第13条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第14条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第15条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第14条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第16条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第17条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第18条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第19条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第20条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 29 年 / 月 23 日

甲

〒井田 祐輔

乙

東京都文京区目白台2-10-9-102
Ink 代表 岩崎友宏

ホームページ制作料金表

Ink

ホームページ制作基本料金

サイト企画・設計・構成(ディレクション費)	制作費合計の30%	コンテンツの企画提案、画面設計・構成(ワイヤーフレーム)の考案・作成を行います。制作ボリュームに応じて、料金は変動いたします。
進行管理費	制作費合計の15%	スケジュール管理、メール・電話でのやり取り、お打ち合わせ、確認、公開作業などにかかる人件費です。訪問のお打ち合わせをご希望の場合、2回までこの中で対応可能です。制作ボリュームに応じて、料金は変動いたします。

デザイン (作業内容に応じて価格は変動いたします)

トップページデザイン	¥50,000~	ホームページのベースとなるデザインです。ボリュームに応じて料金は変動いたします。基本的に1案作成。複数案ご希望の場合はご相談ください。
下層ページデザインひな形	1P ¥30,000~	トップページと下層ページでデザイン・レイアウトが異なる場合。
下層ページデザイン	1P ¥20,000~	使用写真10枚程度まで、文章量A4用紙1枚程度の作業量を基本とします。使用写真数が多い場合、デザインにこだわりたい場合は都度お見積もりとなります。

コーディング (作業内容に応じて価格は変動いたします)

トップページコーディング	¥30,000~	デザイン画をHTML+CSSでコーディングし、ホームページとして閲覧できる形に構築します。動的なコンテンツを作成する場合は都度お見積もりとなります。
下層ページひな形コーディング	1P ¥20,000~	下層ページの共通部分(ヘッダー・サイドバー・フッターなど)を含めたコーディングです。
下層ページコーディング	1P ¥10,000~	雛型を元に、コンテンツ部分をコーディングします。

オプション

スマートフォンサイト制作	都度お見積もり	内容やページ数によって大幅に変わりますので、まずはご相談ください。
ブログデザインカスタマイズ	¥100,000～	アメブロなどのブログをオリジナルデザインで作成いたします。 ヘッダー画像、ナビゲーションのみなど、部分的なデザイン変更も承ります。(その場合、提示料金よりお安くになります) 詳しくはお問い合わせください。
ロゴ作成	都度お見積もり	
原稿作成代行	1P ¥10,000～	内容によって大幅に変わります。
地図作成	¥5,000～	内容によって大幅に変わります。
写真加工・合成	¥5,000～	内容によって大幅に変わります。
お問い合わせフォーム設置	¥20,000～	デザイン作成を含んだ料金です。 入力項目数によって料金が変動いたします。
写真撮影同行・ディレクション	1h ¥5,000～	撮影する写真のカットをご提案・リストアップいたします。また、撮影現場へ同行して構図のアドバイス等を行います。 往復の交通費、所要時間によって大幅に変動いたします。
お急ぎ制作	通常料金の30%割増	こちらが提示したスケジュールよりも早く制作されたい場合。

公開後のサポート

テキスト修正・追加	¥2,000～	内容によって大幅に変わります。
画像修正・追加	¥5,000～	内容によって大幅に変わります。
バナー作成	¥10,000～	すでに公開しているサイトのバナー修正・追加です。 内容によって大幅に変わります。

管理・保守・更新作業

データ管理・保守プラン	¥ 20,000 / 月	データ消失・ウイルス感染などに備える、保険・保証サポート。責任を持ってデータを保管させていただきます。
基本更新プラン	¥ 50,000 / 月	上記のデータ管理・保守プランに加えて、月5回までの更新作業、もしくは、追加素材作成を加えたプラン。
無制限更新プラン	¥200,000 / 月	上記のデータ管理・保守プランに加えて、無制限の更新作業、もしくは、追加素材作成を加えたプラン。

※上記プラン以外にも柔軟にご対応させていただきます。まずはご相談ください。

印刷物

パンフレット制作	¥ 50,000 ~	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。
ポスター制作	¥ 50,000 ~	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。
フライヤー制作	¥ 30,000 ~	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。
名刺制作	¥ 30,000 ~	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。

映像・3DCG

映像・3DCG制作	¥ 200,000 ~ ご予算お見積もり	制作期間・内容によって大幅に異なります。 まずはご相談ください。
-----------	-------------------------	-------------------------------------

※価格は全て税抜価格です。消費税分は別途必要となります。
 ※リストの制作費はあくまで目安になりますので、価格は作業内容に応じて、都度お見積もりをさせていただきます。
 ※上記リストにない制作に関しても対応可能ですので、まずはご相談ください。

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 自民党)

(議員名 戸井田ゆづり)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
11		共通案分率
		それ以外の案分 100%
		案分の説明 すべて政務活動に係る ものであるため
	案分率	読売新聞代 4,400円 4,400円を充当

YCC 領 収 書

お名前 戸井田事務所 様

本町68-170
大手前第一ビル 1F

3年 4月分

銘 柄


1 読売新聞セット

2

3

合 計

区域058 全戸0005 お問合せNo26209



読売新聞オンラインの
登録はご自身の
マイページから

部 数 金 額


1 4,400

◇左記の通り領収しました

4,400円 領収日 年 月 日

ご購入ありがとうございます。
今後とも宜しく申し上げます。

Tel 079-282-6420



4/26 支払い

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理番号	使 途 項 目																
12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費																
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1158 329 1331 362">共通案分率</td> <td data-bbox="1331 329 1445 362">50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1331 362 1445 412">25%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1158 412 1445 448">それ以外の案分</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1158 448 1445 483">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1158 483 1445 577">来客用駐車場代 (5月分)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1118 591 1158 685" rowspan="2">案分率</td> <td data-bbox="1158 591 1445 716">$14,000円 \times 50\%$</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1158 716 1445 766">$= 7,000円$</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1158 766 1445 860">7,000円を充当</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分		案分の説明		来客用駐車場代 (5月分)		案分率	$14,000円 \times 50\%$	$= 7,000円$	7,000円を充当	
共通案分率	50%																
	25%																
それ以外の案分																	
案分の説明																	
来客用駐車場代 (5月分)																	
案分率	$14,000円 \times 50\%$																
	$= 7,000円$																
7,000円を充当																	

領 収 証

№ 38093

戸井田ゆうすけ事務所様

2023年4月26日

金 額									
			7	1	4	0	0	0	-

宗教法人に付
収入印紙を貼
付しません

但し 5月分
上記の金額正に領収いたしました

〒670-0015 姫路市総社本町190
総社會館
 電話(079)224-1111
 番117

--	--

駐車契約書

(宗)射橋兵主神社(以下甲という)と戸井田事務所(以下乙という)は、自動車の駐車につき、次の通り契約する。

記

- 第一条 甲は乙に対し未記車両を以下の条項により甲の境内地に駐車すること
を認める。
- 第二条 乙は前条に定めた駐車車両を変更しようとする時は、事前に甲の承諾
を得なければならぬ。
- 第三条 駐車契約の期間は次の通りとする。
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
但し、上記期間内において、祭礼及び甲の行事に支障をきたすと認めた
場合は、乙は駐車することができない。
- 第四条 1、駐車料金は、一車両につき一ヶ月14,000円(消費税含む)とし、
乙は甲に当月末日までに翌月分を支払う。
2、前条により乙が駐車できない期間があっても、前条の金額は返金若
しくは減額しない。
- 第五条 乙は駐車場に車庫等の工作物を設置してはならない。
- 第六条 乙は甲の承諾を得ないで、本契約による権利を第三者に譲渡・転貸し
てはならない。
- 第七条 甲は駐車場内の車両については保管・車両の盗難・損傷等その他いつ
さいの事故に対して甲はその責を負わないものとする。
- 第八条 乙または乙の関係人(使用者・運転者・同乗者等を含む)が駐車場並びに
付帯設備及び駐車場内で他の車両を損傷したときは、速やかに甲に連絡
すると共に、その損害の賠償をしなければならぬ。
- 第九条 乙が本契約上の義務に違反したときは、第三条の期間中を問わず甲は
催告その他の手続を執ることなく即時この契約を解約することができる。

- 第十条 乙が何らかの都合によって本契約を解約する場合は一ヶ月前までに甲
に予告しなければならぬ。
- 第十一条 本契約が期間満了又は解除により終了したときは、乙は直ちに車両を
駐車場内から搬出しなければならない。
- 第十二条 前項の定めにもかかわらず乙が車両を搬出しないうとき、又は残留物が
あるときは、甲は適当と思われる方法で車両の搬出、その他適宜の措置を
講じることができ、その費用は乙の負担とする。
本契約の定めのない事項が生じたときは甲乙協議の上決定する。

令和3年4月1日



甲 姫路市総社本町190番地
射橋兵主神社

乙 住所 姫路市本町68番地 大手前第一ビル1F
氏名 戸井田事務所
戸井田 祐輔
連絡先 079-281-7700

申出書

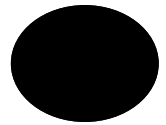
兵庫県議会議長 様

令和2年 4月 1日

駐車契約に基づく料金は、播磨国総社 射盾兵主神社の営業部門である総社会館へ支払うよう指定されています。

兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル1F

ア井田 祐輔



領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)

(党派名 自由民主党)

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理 番号	使 途 項 目																			
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 事務所費 ・事務費・人件費																			
13	<p>ご利用明細</p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。</p> <p>☆☆お振込☆☆ SMBC</p> <table border="1"> <tr> <td>お振込金額</td> <td>¥132,000</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td>¥0</td> </tr> </table> <p>お受取人は</p> <p>カ) タツミハウスサービス 様</p> <p>お振込人は</p> <p>トイタ ユウスケジ ムシヨ 様</p> <p>お取扱日 3. 4. 30 電信振込</p>	お振込金額	¥132,000	振込手数料	¥0	<p>共通案分率 50%</p> <p>25%</p> <p>それ以外の案分</p> <p>案分の説明</p> <p>事務所賃借料</p> <p>132,000円 × 50%</p> <p>= 66,000円</p> <p>66,000円を充当</p> <p>案分率</p>														
		お振込金額	¥132,000																	
振込手数料	¥0																			
<table border="1"> <tr> <td>取扱店</td> <td>機番</td> <td>年 月 日</td> <td>時刻</td> <td rowspan="2">印紙税申告納 付につき随町 税務署承認済</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3. 4. 30</td> <td>10:27</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>9515</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>店番号</td> <td colspan="2">□座落号等</td> <td></td> </tr> </table> <p>三井住友銀行</p>	取扱店	機番	年 月 日	時刻	印紙税申告納 付につき随町 税務署承認済			3. 4. 30	10:27				9515		銀行番号	店番号	□座落号等			
取扱店	機番	年 月 日	時刻	印紙税申告納 付につき随町 税務署承認済																
		3. 4. 30	10:27																	
			9515																	
銀行番号	店番号	□座落号等																		

令和 2 年 8 月 20 日

事業用賃貸借契約書

姫路市本町68番地170 大手前第一ビル 1階5号

借主: 戸井田 祐輔 様

貸主: 株式会社辰己ハウスサービス

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 株式会社辰己ハウスサービス (以下「甲」という。)と借主 戸井田祐輔 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	大手前第一ビル		1 階 5 号室
	所 在 地	(住居表示) 姫路市本町68番地170		
		(登記簿) 姫路市本町68番地170		
		(家屋番号) 本町68番170の9		
		(建物の名称) 1F5号		
	構 造	(一棟)鉄筋コンクリート造・陸屋根地下1階付5階建 (専有部分) 鉄筋コンクリート造1階建		
種 類	事務所	新築年月	昭和47年4月	
面 積	51.97㎡			
附 属 施 設	なし			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

--

頭書(3) 契約期間

令和 2年 7月 1日 から 令和 4年 6月 30日まで (2年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額132,000円 (内消費税等12,000円)	管理・ 共益費	賃料に含む		
敷 金		礼 金			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No. 本 数				
賃料等の支払時期		毎月末日までに翌月分を支払う			
賃料等の 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	株式会社辰己ハウスサービス ※振込み手数料は借主負担			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	[Redacted]
----	------------

管理組合	名称 大手前第一ビル管理組合
	住所 姫路市本町68番地の170
	TEL

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	■連帯保証人	氏名	
		住所	

頭書(8) 更新に関する事項

契約更新月の6ヵ月前までに借主からの申し出がない場合は、同条件で2年間更新したものとみなします。

頭書(9) 特約事項

- 借主が搬入した内装・動産・設備に関しては解約時には撤去し基本的に引き渡し時の状態にすることとします。尚、看板等も撤去し契約前の状態にする
- 本契約締結後消費税法により税額が変更になった際には変更後の税率を家賃に付加して支払うものとします
- 業種変更がある場合は事前に家主の承諾を必要とします
- 本事務所の営業に係る許認可関係については借主の責任と負担において行うものとする
- 本契約条項第6条(A・B)項全文を未梢

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2年 7月 1日

甲・貸主	氏名	株式会社辰己ハウスサービス 代表取締役 赤鹿 嘉佳	
	住所	姫路市辻井1丁目2番22号	
乙・借主	氏名	戸井田 祐輔	TEL
	住所	[Redacted]	
連帯保証人	氏名	[Redacted]	
	住所	[Redacted]	

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

入居時、1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とし、解約時は月割り計算とする。

(共益費)

4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

入居時、1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とし、解約時は月割り計算とする。

(負担の帰属)

5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

乙は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)

6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の ヶ月分相当

額を差し引き、返還するものとする。

- 4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
 - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

- 第10条** 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、付属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

- 第11条** 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第12条** 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く。)から第10条までの規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
 - 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
 - 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第13条** 乙は、甲に対して6ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から6ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して6ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第14条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第15条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2. 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

- 3 本契約が終了した後本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件に所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第16条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第17条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

1. 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡に支障を及ぼす評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする

- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第18条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第19条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
- 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
- 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。


(特約事項)

第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)
(会派名 自由民主党)
(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理 番号	使 途 項 目																				
	調査研究費 研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																				
14	<p>ご利用明細</p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。</p> <p>☆☆お振込☆☆ SMBC</p> <table border="1"> <tr><td>お振込金額</td><td>¥19,877</td></tr> <tr><td>振込手数料</td><td>¥110</td></tr> </table> <p>お受取人は</p> <p>ココタレキセイコウキョウ (カ 様)</p> <p>お振込人は</p> <p>トイダ ユウスケジ ムシヨ 様</p> <p>お取扱日 3. 4. 30 電信振込</p>	お振込金額	¥19,877	振込手数料	¥110	<p>共通案分率 50% (25%)</p> <p>それ以外の案分</p> <p>案分の説明 カソリニ代</p> <p>19,877円 + 110円 (手数料)</p> <p>= 19,987円</p> <p>19,987円 × 25%</p> <p>= 4,996円</p> <p>4,996円を充当</p> <p>案分率</p>															
	お振込金額	¥19,877																			
振込手数料	¥110																				
<table border="1"> <tr> <td>取扱店</td> <td>機番</td> <td>年 月 日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3. 4. 30</td> <td>10:25</td> </tr> <tr> <td colspan="4">9514</td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>店番号</td> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>三井住友銀行</p>	取扱店	機番	年 月 日	時刻			3. 4. 30	10:25	9514				銀行番号	店番号	口座番号						<p>印紙税申告納 付につき 事務署承認済</p>
取扱店	機番	年 月 日	時刻																		
		3. 4. 30	10:25																		
9514																					
銀行番号	店番号	口座番号																			

<h2>領 収 証</h2>		No. 009600														
戸井田 事務所 殿		令和 平成 3年4月30日														
金額	¥ 19,877	円														
但し																
上記金額正に領収致しました																
収入 印紙	 <p>横田漑青興業株式会社</p> <p>本社 〒672-8064 姫路市飾磨区細江99番10号 電話 (079) 233-XXXX</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">内 訳</th> </tr> <tr><td>現金</td><td></td></tr> <tr><td>小切手</td><td>1</td></tr> <tr><td>手形</td><td></td></tr> <tr><td>口座振込</td><td>0</td></tr> <tr><td>相殺</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	内 訳		現金		小切手	1	手形		口座振込	0	相殺			
内 訳																
現金																
小切手	1															
手形																
口座振込	0															
相殺																
	御支払確認印 取扱者															

請 求 書

お客様コードNo.9301

No. 4

2021 年 3 月 31 日 締切分 (30)

670-0012

姫路市本町68

戸井田事務所 様

横田瀝青興業株式会社 兵庫営業所
〒679-3111 神崎郡神河町大川755-17
TEL (0790) 34-0792
FAX (0790) 34-0793
〒672-8064 姫路市飾磨区細江995番地
TEL (079) 233-0575
FAX (079) 233-0561

取引銀行

TEL:079-281-7700 FAX:079-281-7707

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※3万円以下は手数料をご負担願います。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	御買上額	今回御請求額
15,969	15,969	0	19,877	¥19,877

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
21/ 3/ 1	1	レギュラーガソリン (横田S/S)	30.63	リットル	137.00	4,196
21/ 3/ 9	2	レギュラーガソリン (横田S/S)	21.00	リットル	137.00	2,877
21/ 3/16	1	レギュラーガソリン (横田S/S)	24.71	リットル	137.00	3,385
21/ 3/26	1	レギュラーガソリン (横田S/S)	27.53	リットル	137.00	3,772
21/ 3/30	2	レギュラーガソリン (横田S/S)	28.03	リットル	137.00	3,840
21/ 3/31	82285	[入金 (振 込)]				[15,969]
		【税別御買上計10.0%】				18,070
		消費税等10.0%				1,807
		【合 計】				19,877

領収書等添付様式【共通】

(令和3年4月分)


(会派名 自由民主党)

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理 番号	使 途 項 目	
15	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <p>領収書は別添の通り</p>	<p>共通案分率 50% 25%</p>
<p>それ以外の案分 案分の説明</p> <p>人件費</p> <p>115,200 × 50% = 57,600円</p> <p>57,600円を充当</p>		

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

4 月分		氏名					
日	曜日	定時勤務			備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	木						
2	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
3	土						
4	日						
5	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
6	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
7	水	9:00	18:00	1:00	8:00		
8	木						
9	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
10	土						
11	日						
12	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
13	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
14	水	9:00	18:00	1:00	8:00		
15	木						
16	金						
17	土						
18	日						
19	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
20	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
21	水	9:00	18:00	1:00	8:00		
22	木						
23	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
24	土						
25	日						
26	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
27	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
28	水	9:00	18:00	1:00	8:00		
29	木						
30	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
31							
計					(A) 128:00		

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 戸田裕輔 

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [128時間 00分] × 単価 [900円] = 115,200 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 0 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 0 円(C)


③ 総支給額 (B)+(C) = 115,200 円(D)

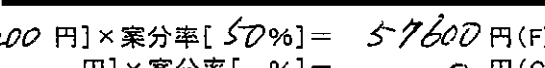
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
2023年4月30日

金 115,200 円(E)

住所 

氏名 

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(D) [115,200 円] × 案分率 [50%] = 57,600 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 0 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 57,600 円

(添付様式 8)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 元年 6月 11日から 令和 5年 4月 29日まで	
雇用形態	正規職員 ・ <u>パートタイム</u> ・ その他	
就業場所	姫路市 本町 68 大手前第一ビル 戸井田事務所	
仕事内容	事務一般	
就業時間 (休憩時間)	<u>午前</u> ・ 午後 9時00分から 午前 ・ <u>午後</u> 6時00分まで (休憩時間は、12時00分から 13時00分)	
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇	
給与(賃金)	月額 , 円 (時給 900 円)	
給与支払	毎月分を月末日に支払い	
給与振込先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和 元年 6月 11日		
雇用者	兵庫県議会議員	
	戸井田 祐輔	
被雇用者		